

携帯電話基地局の設置に関する景観形成ガイドライン

都市計画課 景観係

このガイドラインは、携帯電話基地局の設置に関して、松阪市景観計画に定める行為の制限における景観形成基準への適合のため、留意すべき基本的な事項を取りまとめたものであり、事業者が、このガイドラインに沿って設置計画を進め、良好な景観の形成を促進するために定めるものです。

1 高さ

必要最小限の高さとすること。

2 色彩

背景との調和に留意し、次のとおりとする。

(1) 樹林地に隣接する場合や山間部では、鉄塔や設備機器類、フェンスが背景となる樹木等に溶け込むように、茶系で低明度のもの（マンセル値 10YR2.0/1.0 程度）又は灰色で低明度のもの（マンセル値 N4.5 程度）とすること。

(2) (1) 以外の場所においては、鉄塔が空に溶け込むように、灰色で中明度のもの（マンセル値 N7.0 程度）とすること。ただし、設置場所の周辺の状況から別途配慮が必要な場合は、この限りでない。

3 外構あるいは緑化

道路や公園などから通常見える範囲に設置する場合や、自然公園区域内において設備機器類を設置する場合は、遮蔽効果のある生垣等により、足元の緑化を行うこと。ただし、安全管理上遮蔽することが難しい場合は、茶系で低明度（マンセル値 10YR2.0/1.0 程度）のフェンス等により囲むこと。

4 設置場所

次の事項に留意のうえ選定すること。

(1) 遠望に配慮し、豊かな自然景観等との調和を阻害しないよう設置場所を工夫すること。

(2) 歴史的景観資源の周辺は避けること。

(3) 国道や主要地方道、市道等の主要な道路からできる限り離して設置すること。

(4) 住宅地やまとまりのある農地においては、目立たぬよう設置場所を工夫すること。

5 共用化

携帯電話基地局の設置が必要となった場合は、他社の携帯電話基地局との共用化について検討すること。

6 事前相談

次の事項に留意して事前相談を行うこと。

(1) 設置場所等についての変更等が可能となる候補地選定段階で事前相談を行うこと。

(2) 候補地選定に至る過程においても景観シミュレーションを行うこと。